

○東京藝術大学における地球温暖化対策の推進に関する規則

〔平成30年3月4日
制 定〕

改正	平成25年3月28日	平成25年10月24日
	平成26年3月27日	平成26年11月1日
	平成27年5月14日	平成28年3月24日
	平成30年3月1日	令和5年10月26日
	令和6年3月28日	令和7年7月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）等に基づき、本学における地球温暖化対策の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地球温暖化」及び「温室効果ガス」とは、法及び条例等の定めるところによる。
- (2) 「部局」とは、事務局、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、美術学部附属古美術研究施設及び音楽学部附属音楽高等学校をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するための体制を整備するものとする。

第2章 地球温暖化対策推進体制

(地球温暖化対策推進体制)

第4条 本学における地球温暖化対策推進体制は、別表1のとおりとする。

(地球温暖化対策統括管理者)

第5条 本学に、地球温暖化対策統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、理事（総務・施設担当）をもって充てる。

3 統括管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策実施状況の把握に関すること。
- (2) 教職員への地球温暖化対策に関する指導及び監督に関すること。
- (3) 学長への意見の申出に関すること。
- (4) その他地球温暖化対策に関する業務の統括管理に関すること。

(地球温暖化対策推進責任者)

第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、施設課長をもって充てる。
- 3 推進責任者は、統括管理者の行う業務を補佐するほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 温室効果ガスの削減対策（以下「削減対策」という。）の実施及び進行管理に関すること。
 - (2) 削減対策の効果の確認、検証及び見直しに関すること。
 - (3) 法及び条例等に基づく各種報告書等の作成に関すること。
 - (4) その他地球温暖化対策に関すること。

（地球温暖化対策技術管理者）

第7条 本学に、地球温暖化対策技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置く。

- 2 技術管理者は、条例に定める資格を有する職員のうちから学長が任命する。
- 3 技術管理者は、学長、統括管理者及び次条に定める者に対する技術的助言を行うものとする。

（地球温暖化対策推進員等）

第8条 各部局に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）及び地球温暖化対策担当者（以下「担当者」という。）を置く。

- 2 推進員及び担当者は、別表2のとおりとする。
- 3 推進員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 部局内の削減対策に係る組織の整備、実施計画の作成及びこれらの運用に関すること。
 - (2) 部局内の削減対策に係る啓発活動に関すること。
 - (3) 削減対策に係る連絡調整に関すること。
 - (4) その他部局内の削減対策に関すること。
- 4 担当者は、推進員の行う業務を補佐する。

第3章 地球温暖化対策協議会

（地球温暖化対策協議会）

第9条 本学に、地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 前項の協議会は、本学における地球温暖化対策の推進に関する取り組み等について企画・立案するものとする。

（組織）

第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) キャンパス・マネジメント委員会構成員
 - (2) 技術管理者
 - (3) 学生課長
 - (4) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名
- （議長）

第11条 協議会に議長を置き、理事（総務・施設担当）をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第12条 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、施設課において処理する。

第4章 その他

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

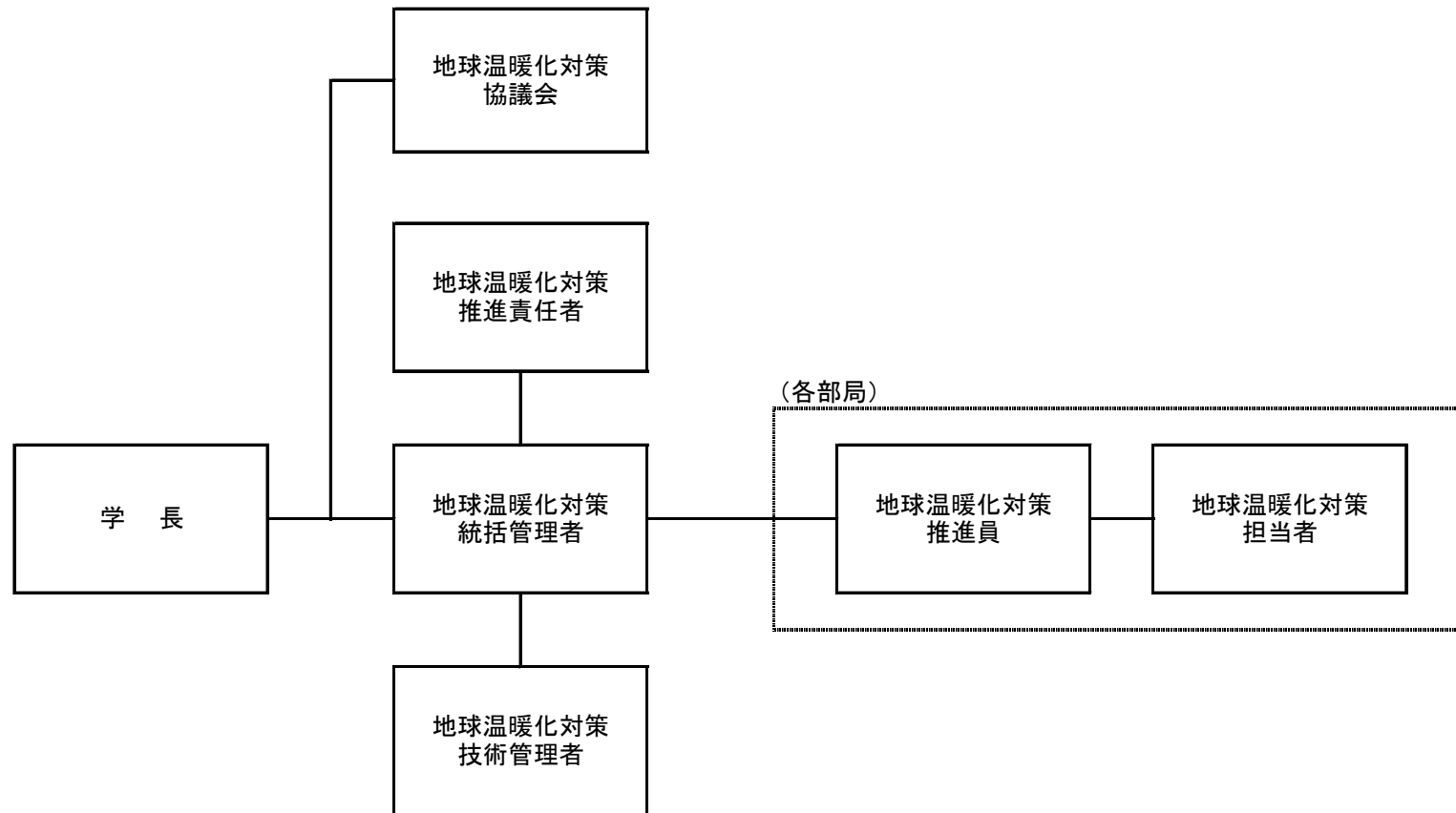
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

東京藝術大学地球温暖化対策推進体制



別表２ 地球温暖化対策推進員及び地球温暖化対策担当者（第８条関係）

部局名	地球温暖化対策推進員	地球温暖化対策担当者
事務局	事務局長	企画総務課長
		経営改革プロジェクト課長
		人事労務課長
		財務会計課長
		社会連携課長
		学生課長
		施設課長
美術学部	美術学部長	美術学部事務長
音楽学部	音楽学部長	音楽学部事務長
大学院映像研究科	大学院映像研究科長	大学院映像研究科事務長
国際芸術創造研究科	国際芸術創造研究科長	千住校地事務センター事務長
附属図書館	附属図書館長	附属図書館事務長
大学美術館	大学美術館長	大学美術館事務長
社会連携センター	社会連携センター長	社会連携課長
言語・音声トレーニングセンター	言語・音声トレーニングセンター長	音楽学部事務長
演奏芸術センター	演奏芸術センター長	音楽学部事務長
保健管理センター	保健管理センター長	学生課長
芸術情報センター	芸術情報センター長	附属図書館事務長
美術学部附属古美術研究施設	美術学部附属古美術研究施設長	美術学部事務長
音楽学部附属音楽高等学校	音楽学部附属音楽高等学校長	音楽学部事務長